

令和4年第9回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和4年8月26日)

召集年月日 令和4年8月26日（金）

召集の場所 里山文化交流センター

開会 令和4年8月26日 午後4時00分

閉会 令和4年8月26日 午後4時22分

出席委員（9名）

2番 松尾豊（会長） 3番 渡邊典子 4番 岩崎誠一
5番 桑田一広 6番 森和哉 7番 谷口新市
8番 松尾光繁 10番 早川直助 13番 古池洋子

欠席委員（5名）

1番 細川正博 9番 松井厚雄（職務代理） 11番 塩野鐘吉
12番 小原悟 14番 國久博一

出席事務局

局長 新谷博樹 次長 小西守 書記 藤原昭洋
早川与志樹
谷口有利子

提出議案

議案第29号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び
所有権移転許可申請審議について

議案第30号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び
所有権移転許可申請審議について

局長 皆さんご苦労様です。
ただ今から、令和4年第9回おおい町農業委員会を開催いたします。
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に
1番 細川委員、9番 松井委員、11番 塩野委員、12番 小原委員、14番 國久委員の5名より欠席の連絡を受けております。
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております2議案を予定しております。
それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。
会長、よろしく願いいたします。

会長 本日は、令和4年第9回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。
本日の出席委員は、9名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは 3番 渡邊委員さんと13番 古池委員さんを指名いたします。

[日程 2]
議 長

日程2 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議

題とします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長

はい、議長

議案第29号は、〇〇〇〇在住の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇〇〇の〇〇〇が〇〇〇〇として使用するため転用する申請であります。詳細は書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長

(議案第29号資料説明)

譲受人の〇〇〇は〇〇〇〇にある〇〇です。〇〇の〇〇の一部が〇〇〇〇の〇と離れた山際であり、〇〇にとって不便であることから、〇〇を移転するため、〇の近くである当該農地に〇〇〇〇を整備するため申請されました。資料5ページのとおり、当該農地及び東側の山林の一部を使用して〇〇〇〇〇の場所を整備する計画でございます。

この申請地の農地区分につきましては、中山間地域にある農地であり、第2種その他農地に該当します。今回の〇〇〇〇の整備は、許可基準の「地域住民の必要な施設として集落に接続して設置されるもの」に合致すると考えます。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

岩崎委員

はい、議長。

こちらは22日に國久委員と現地を確認いたしました。当該農地にはブロックを置き土留めする計画であることから、周囲の営農に影響はないものと確認しました。また、当該農地は集落内の宅地化している区域にあることから、転用はやむを得ないと考えます。

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

古池委員

〇〇に転用する計画はおおい町ではあまり前例がないが、申請は可能なのか。

小西次長 町の〇〇〇〇〇〇に「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」が提出されており、〇〇としての申請はすでに済んでおります。審議後、許可可能であれば同日許可になるよう事務を進めていくこととなります。

議長 ほかにご意見、ご質問がないようですが、議案第29号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 賛成全員でございますので、日程2 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県に達するものとします。

[日程 3]

議長 日程3 議案第30号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。
議案第30号は、〇〇〇在住の〇〇〇氏の所有する農地について、譲受人の〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇が経営する〇〇〇の資材置場及び駐車場とするための申請であります。
詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長。
(議案第30号資料説明)
局長説明のとおり〇〇〇を営んでいる譲受人の〇〇氏は資料10ページのとおり、その資材置場や業務用車両及び従業員の駐車場として当該農地を平成18年から使用しておりました。譲受人の〇〇氏と譲渡人の〇〇氏は親戚であり、これまで当人同士の約束により〇〇氏が当該農地を使用していましたが、今回正式に譲渡することとなり調査したところ農地であることが判明したため転用申請されました。長年の間、転用状態にあったことについて始末書が添付されております。

この申請地の農地区分につきましては、中山間地域にあ

る農地であり、第2種その他農地に該当します。今回の資材置場及び駐車場の整備は、転用基準の「地域住民の業務上必要な施設として集落に接続して設置されるもの」に合致すると考えます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

岩崎委員 　　はい、議長。
　　こちら22日に國久委員と現地を確認いたしました。当該農地の周辺に農地はなく、周囲の営農に影響はないものと確認いたしました。また、当該農地以外に近隣に譲受人の事業のための土地はなく、転用はやむを得ないと考えます。

議長 　　ご報告ありがとうございました。
　　ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、議案第30号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 　　賛成全員でございますので、日程2 議案第30号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県に進達するものとします。

議長 　　それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了し、令和4年第9回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。